

第 4 回 成年年齢引下げ対応検討 WG「資料」

2016 年 11 月 1 日

未成年者取消権が果たしてきた役割と若年消費者保護の課題

京都産業大学大学院法務研究科 坂東俊矢

1. 未成年者取消権の法的な性質とその役割

(1) 市民法としての未成年者取消権の意義

「(未成年者保護とは、)市民法にとってその担い手を絶えず生み出していくために、市民一人ひとりがその身体に刻み込み、尊重すべきところの第一次的な法的価値基準である」(川角由和「市民法における未成年者保護と契約責任・不法行為責任のありかた - ドイツ民法学の教訓」島大法学 35 巻 4 号 (1992) 83 頁)

未成年者保護規定は、その形式や内容に違いはあれ、近代市民法に共通に定められている法理

わが国の民法典でも、1896 (明治 29) 年の公布以来、(立法時にはその制定のあり方に議論がなされたが...) 一貫して未成年者保護規定は、取消権を含め、定められていて、その成年年齢は 20 歳である。

成年年齢が 20 歳とされた背景には、明治 9 年太政官布告 41 号 (「自今満二十年ヲ以テ丁年ト相定候」) を踏襲。ただ、年齢をいくつにするのかは社会的、政策的判断。

(2) 消費者法理としての未成年者取消権の意義

2015 年度に全国の消費生活センターの寄せられた相談件数約 93 万弱件のうち、20 歳未満の相談は 2.8%、約 2 万 8000 件。そのうち、デジタルコンテンツが 1 万 4997 件で大部分を占めている (2 位の他の健康食品が 805 件)。未成年者取消権などの民法法理が、未成年者の契約に係る消費者被害の救済と予防に大きな役割を果たしている。

未成年者取消権の主張をするための要件が簡便 (契約をした事実と契約当時に未成年者であった事実を主張すれば足りる。法定代理人の同意は相手方の抗弁事由) で、その効果が「取消し」で、返還の範囲も「現存利益」に限定されている。

茨木簡易裁判所昭和 60 年 12 月 20 日判決 (判時 1198 号 143 頁) の重要性

18 歳の有職の女性が、いわゆるキャッチセールスで 16 万円余の化粧品とエステの契約を締結。クレジット契約を締結した際に、販売業者に言われるがままに 20 歳になる生年月日を契約書に記入。

(a) 18 歳の有職の女性が、「親権者から事前に処分を許された財産の範囲」の考え方?

手取り 8、9 万の女性にとって、16 万余は処分を許された財産としては高額に過ぎる

(b) クレジット契約書に 20 歳になる生年月日を記入したことが「詐術」に該当するか?

販売会社には真実の生年月日を告知。詐術には該当しない。

「小額のため、通常では裁判にならないような、しかも市民の日常生活において煩雑に起こりうる事例が、裁判事例となり、正当な判断が下されたのは、この事件が消費者問題の典型例としての側面を持っていたからであろう」(加賀山茂「判例評論」別冊ジュリスト 135号(1995)110頁)

消費者法理としての未成年者取消権の揺らぎ

(a) 未成年者による個別クレジットあるいは包括クレジット(クレジットカード)の利用
個別クレジットで1ヶ月の支払額が低額。当初は親権者の同意がなくても18歳以上の有職の未成年者はクレジットカードを持つことができた。

(b) ネット取引の普及、とりわけオンラインゲーム等の児童を含めた未成年者の契約の問題

対面販売とは異なり、年齢確認が困難。画面に年齢や生年月日を記入する頁があり、未成年者がそこに成年に該当する数字を記入した場合に、詐術に該当するのか。

(3) 未成年者取消権の適用の実際

未成年者の年齢が出生から20歳までと幅が広く、また、個々の未成年者の生活実態や事情もそれぞれ異なる。画一的な要件が重要である一方で、実際に取消権の適用をするについては、未成年者の個々の状況を勘案できる「柔軟で具体的な規範」もまた、必要。

現行民法では「(目的を定めなくて)法定代理人が事前に処分を許した財産(民法5条3項)」が、柔軟な規範としての機能を果たしている。

法定代理人の同意が期待できる取引であるか?(黙示の同意があったと評価できるか)
= 未成年者の年齢、事前に同意の種類とその性質、未成年者のした取引の金額、勧誘態様、取引の目的物などが判断要素

ネット取引での「詐術」の判断基準

・経済産業省「電子商取引及び情報材取引等に関する準則」(平成28年6月)

「詐術を用いたものに当たるかは、未成年者の年齢、商品・役務が未成年者が取引入ることが想定されるような性質のものか否か(未成年者を対象にしていたり訴求力があるものか、特に未成年者を取引に誘引するような勧誘・広告がなされているものか等を含む)及びこれらの事情に対応して事業者が設定する未成年者か否かの確認のための画面上の表示が未成年者に対する警告の意味を認識させるに足りる内容の表示であるか、未成年者が取引に入る可能性の程度等に応じて不実の入力により取引を困難にする年齢確認の仕組みとなっているか等、個別具体的な事情を総合考慮した上で実質的な視点から判断される」

民法の規定と未成年者取消権の行使の基盤となる判断

・未成年者のする契約が有効になるための民法の要件は「法定代理人の同意」

・未成年者取消権の行使の可否を判断する際には、法定代理人の同意の有無を評価するために、未成年者の年齢や取引の態様、金額などが総合的に考慮される

2. 成年になった直後の契約に関わる消費者被害の現実と法的な対応

周知のことで、すでに報告もなされているので、必要な範囲で…。

(1) 国民生活センターHPの記載によると

契約当事者の特徴として20歳代あるいは20歳以上として、主として、比較的若い成年者がターゲットとなっている問題商法として、

マルチ商法（2015年度の相談件数 11,424件）

サイドビジネス商法（同 10,619件）

無料商法（同 25,374件）

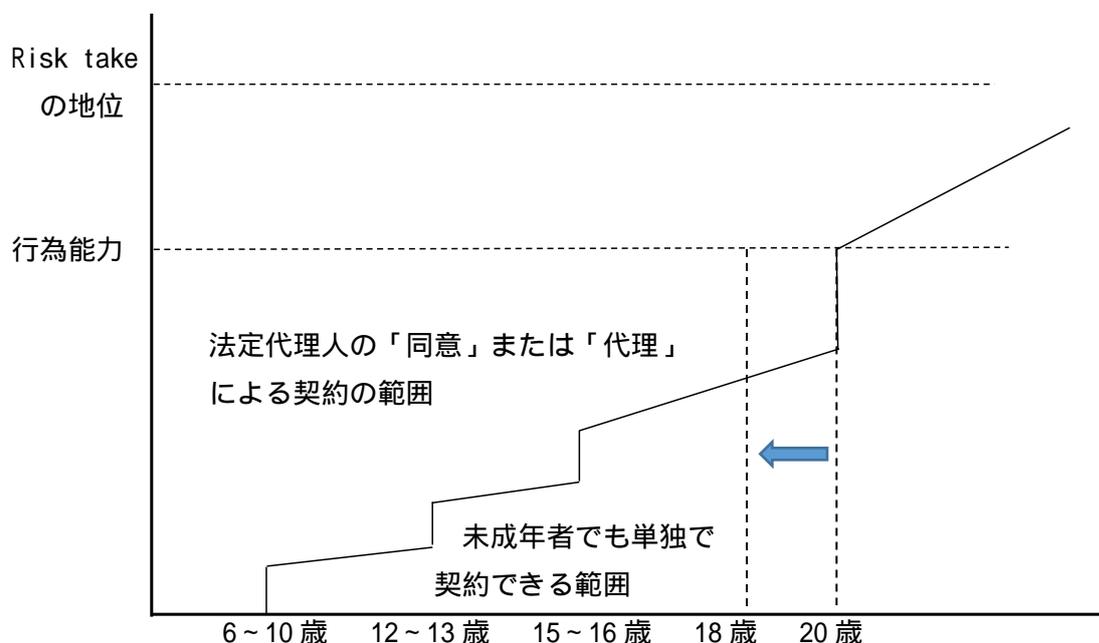
(2) とりわけ深刻なマルチ商法の被害

国民生活センター「相談急増！大学生に借金をさせて高額な投資用DVDを購入させるトラブル」（平成26年5月8日）

815人の契約当事者のうち、20～21歳が85.3%、22～23歳が13.6%。国民生活センターは「20歳以上の大学生が勧誘されている」と指摘した上で、「相談者のほとんどが20歳以上で、なかには20歳の誕生日に勧誘されているケースもある。このような手法は未成年者契約の取消を回避するためのものと考えられる」と指摘している。

3. 成年年齢を引き下げるための前提として考えるべき法的課題

未成年者と行為能力（単独で法律行為が可能となる領域）の関係イメージ図



(1) 未成年者取消権の要件と効果の再検討

とりわけ、法定代理人の同意を尊重しつつも未成年者の年齢に応じた単独で契約できる範囲の要件及び民法21条（詐術）の要件の再検討

(2)成年になる年齢が引き下げられることによるマルチやサイドビジネス商法などによる被害の救済法理の整備

こうした取引に限定した若年層を対象とする「取消権」の付与も考えられるが…。より幅広く消費者契約に関する法理を考慮することが必要で妥当。消費者契約法に新たな規定を整備することが必要ではないか。

主たる具体的な考え方としては、以下の2点があるのではないか。

金融取引に関して立法されている「適合性の原則」の適用を広げて、消費者契約に関する基本原則とするとともに、その民事法上の法的効果を明確にする。

未成年者取消権の行使の可否で実質的に判断されている内容は、法定代理人の同意を前提としつつも、当該取引の金額や内容、勧誘に際しての事情などが、当該未成年者にとって「適切なもの」と評価できるかにある。その評価を、法定代理人の同意以外の部分について、成年になった以降にも適用することは可能で、検討する余地はあるのではないか。

合理的判断ができない状況を利用した「つけ込み型勧誘」について取消権を付与する(いわゆる「状況の濫用」法理の消費者契約法への取り込み)。

今回の消費者契約法の改正で、消費者契約一般に「過量(等)解除権」が定められることとなった。この条項は、高齢者への次々販売や過量販売を念頭に置いた規定ではあるが、消費者契約一般に量等による評価を導入することで、つけ込み型勧誘を具体化して、その一部分について取消権を付与したものと考えられる。この考え方をより広げて、若年層に対するつけ込み型勧誘を規制することは適切であり、検討の余地があるのではないか。

参考：丸山絵美子「合理的判断を行うことができない事情を利用した契約の締結 - 消費者契約法における新たな取消規定の導入について」名古屋大学法政論集 265号(2016)165頁。

消費者契約法の改正に向けた消費者委員消費者契約法専門調査会での議論の経過を参照。

4. 考えるべき視点

(1)成年年齢の見直しへの基本的考え方

未成年者に係る民法の規定(とりわけ未成年者取消権)が果たしている役割を評価すれば、慎重な検討が求められる。

(2)成年年齢を引き下げるための前提として考えるべき法的な論点

民法の未成年者取消権に消費者法としての観点を付け加えることの妥当性と可能性の検討

消費者(契約)法に、年齢や金額、取引の性質、勧誘の実際などを考慮して、合理的な契約を締結することができる法的な基盤や消費者の状況につけ込んで締結させた契約の効力を問題とすることができる規定の整備